

専決処分の報告について

1 事故の発生

平成25年12月4日（水）、区立えのき橋児童遊園（坂下2-23と24の間）で、下校途中の中学生が園内の園路端のくぼみに足をとられ転倒し、右足を骨折した。

2 専決処分年月日

平成27年3月9日

3 専決処分の内容

区は相手方に賠償金を支払い、相手方は区に対し何らの債権債務がないことを確認し、示談書を取り交わした。

板橋区が支払った賠償金 金335,462円

賠償金の支払日 平成27年3月25日

なお、賠償金は「特別区自治体総合賠償責任保険」で全額補償。

4 相手方の住所・氏名

住所

氏名



転倒する原因と
思われるくぼみ

